

里庄町求人情報発信支援事業補助金Q&A

(2019年4月1日 現在)

番号	質問	回答	備考
(1) 補助事業の要件に関する質問			
1-1	「町内事業所への採用を前提とし」と記載があるが、本社が町外にあり、研修等で最初の半年～1年は本社勤務の後に、町内事業所へ配属する場合は、この補助金の対象となるのか。	研修後、町内事業所への配属が決まっている場合は補助の対象となります。	交付要綱第5条
(2) 補助事業の内容に関する質問			
2-1	宿泊費も含まれるのか。	お見込みのとおりです。旅費のなかに、宿泊費、鉄道賃等が含まれます。	交付要綱第6条別表1
2-2	インターンシップに係る経費は補助対象となるのか。	事業(1) 就職情報サイト等掲載支援事業として募集広告の掲載料は補助対象となります。ただし、インターンシップに係る活動支援金(学生への給料など)や保険料などは補助対象外となります。	
(3) 補助金の申請手続き等に関する質問			
3-1	2019年3月～2020年6月中で就職情報を掲載する場合、申請は1度でよいのか。	<p>年度をまたげないので、申請等の手続きは2回必要となります。</p> <p>例) 企業説明会等が開始される3月～内々定が出だす6月の4カ月間(掲載費用は40万円)に就職情報を掲載予定。</p> <p>3月1日～6月30日までの掲載であった場合、4カ月分の掲載の見積りを業者に依頼し、3月1日以前から交付申請の準備を行っていると思います。しかし、新年度には再度補助金交付申請を提出していただく必要があります。ただし、申請前に実施している事業は補助対象とならないので、4月1日に提出していただく申請書の掲載期間は、5月1日～6月30日で提出してもらう必要があります。補助対象経費としては、4カ月間を按分して提出していただいたら問題ありません。3月時点での補助対象経費は月で割った10万円で提出していただき、次年度は2カ月間の20万円で提出していただければ補助対象となります。</p>	
3-2	まだ採用していないが、実績報告を提出してもよろしいか。	事業が完了していれば、実績報告を出していただいて構いません。また、こちらから採用状況等の調査をさせていただきますので、ご協力をお願いします。	交付要綱第12条 交付要綱第17条
3-3	就職情報サイトに掲載したが、事業計画書の発行部数、配布エリアの欄はなにを記載すればよいのか。	求人情報誌、折り込みチラシに情報を掲載した場合の記入欄になるので、サイトに掲載した場合は空欄でかまいません。	事業計画書 事業実績報告書